



組合・家族の気持ちを無視する低額回答は許さない

化員物 夏季手当 1・36カ月

貨物会社は6月16日、夏季手当の回答を行ってきました。当の回答を行ってきませんでした。

1・36カ月と言う組合員と家族の気持ちを無視した低額回答です。

国労本部は、回答の場で抗議の意を表明し、持ち帰り検討としたりうでで抗議の行動を指示しました。

交渉の経過

国労本部は5月15日に、国労東海本部は5月26日に貨物会社に対して悪いものではなく充分な支払いができることなども主張しました。

回答に抗議



満額回答を求めて静岡総鉄前で宣伝行動する静岡地本の仲間 (6月10日)

静岡や名古屋の各地本では、貨物会社への要請書をはじめとして、貨物・旅客の組合員が共同して社宅へのビラ配布や職場門前の宣

国鉄労働組合 東海エリア本部
 東京都港区新橋5-15-5
 交通ビル4階
 発行責任者 杉本洋一
 編集責任者 小山謙一

伝行動を積極的に取り組んできました。

しかし、貨物会社の出した回答は、この間と同様に低額回答でした。

現在、すべての機関からの抗議を集中し、回答内容を見直すことを求めています。

採決は予断許さず 徹底審議を尽くして廃案へ追い込もう

派遣法案 改悪

衆院厚生労働委員会は12日、与党が狙っていた労働者派遣法改悪案の採決は、世論と運動の広がりや年金情報流出問題の徹

底究明に背を向けていることへの批判に押されできませんでした。国会会期末(24日)を前に、戦争法案審議の衆院安全保障法制特別委員会での強引な運営と合わせ、安部政権・与党の暴走が世論と運動との矛盾を広げています。委員会では民主・共産両党は、質疑終局を狙う委員会開会を認めらないと抗議。週明けの15日には、与野党の国会対策委員長会談で正常化しましたが、与党が派遣法改悪案の採決を狙って緊迫した状況が会期末まで続くことになりましたが、徹底審議と廃案を求めてさらなる運動の強化が求められています。そもそも労働者派遣法改悪案は、2度も廃案になった法案であり慎重の上にも慎重に審議すべきものであり、「正社員ゼロ」「生涯派遣」を労働者に押し付ける法案です。

現在の、専門的な26業務を除いて原則1年、最長3年となっている期間制限をなくし、働き手さえ変えれば無期限で派遣労働者を企業が受け入れることが出来るようにするものです。このことは、労働組合への形ばかりの意見を聞くだけで、人を替えたり部署を変えたりして派遣労働者を使い続けることができず、派遣労働者から直接雇用や正社員への道を奪うもので、「生涯派遣」と呼ばれるゆえんです。

しかも、法案審議の中では、企業が派遣労働を受け入れる期間に違反した場合に派遣労働者に労働契約を申し入れたものと「みなす」規定が、今年10月から実施予定になっているのに、改悪法案がその前の9月から施行されれば、その意味がなくなること重大問題として浮上りました。文字通り違法企業が大歓迎するこうした改悪を、厚労省が改悪法案の成立を急ぐ理由として一部の党に説明していたことも明らかとなりました。

また、現在は派遣の期間制限がない26業務の指定も廃止されるため、専門的な派遣労働者の大量解雇されるのではないかとこの不安が広がっています。こうした不安に 대응するために正社員化を進めて、「正社員が当たり前」の労働を確立すべきです。

こうした問題や不安を取り除くため、派遣法改悪案を徹底審議し、今国会でも3たび廃案にすることが求められています。

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

類焼損害保障

個人賠償保障

借家人賠償保障
+ 修理費用

※借家にお住まいの方のみ

オプション保障(類焼損害費用保障、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険(株)を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交通共済 (JRF職域生協)
 全国交通運輸業労働者共済生活協同組合

諸計画と協約要求を確認

車両職協議会 拡大常任委員会を開く

車両職協議会は5月28・29日、大阪地区本部で第5回拡大常任委員会及び交流会を開催しました。

開催にあたって藤井議長が、「今年の会社諸計画及び労働協約要求調査活動は東海本部からの提起を受け、初めて長期スパンで調査活動を行い地方での議論を経て本日本各地方職協から要求が集約された。東海エリア本部職協としても本日、昨年の総括を行うとともに今年の要求を議論の上絞り込み、東海本部へ具申して交渉の支えを行いたい」と挨拶しました。

東海本部の木村業務部長が15春闘交渉の経過及び配分交渉の



挨拶する車両職協議会の藤井議長

考え方・経過を報告。要求集約にあたって時系列に沿った事実を掴んで頂きたい事、本部事項ではない部分に対して地方交渉の強化を行って欲しいという提起を行い、議題に入りました。

議題では、昨年の会社諸計画要求及び労働協約要求として東海エリア職協が東海本部に対して具申をした項目について木村業務部長より実際の交渉の感触なども含め報告を行い、引き続き改善を求める事項と今季は地方で取り扱う事項などに精査を行ない、今季の各地方から出された要求も含めて15会社諸計画及び労働協約要求の議論に入りました。

会社諸計画要求についてはやはり安全問題中心の議論となりました。感電事故の問題や協力会社の労災多発などを受けた調査報告が出されました。協約要求では昇進・昇格関係や専任社員の労働条件改善、福利厚生など多くの意見・要望が出されました。討論を深める中

で、願望的なもの等交渉を維持できない部分については引き続き地方・職場で議論を深めることとし要求を絞り込みました。

東海エリア本部車両職協として要求をまとめ東海本部へ具申

を行い、今後は要求の再調査・点検等を行って、実現化へ向け運動をすすめる予定です。

みんなの力で暴走を止めよう

「戦争法案」反対で国会を包囲

戦争法案は5月26日の衆院本会議で審議入りしましたが、「殺し、殺される国になる」という戦争法案の危険な本質が浮き彫りとなり、国民の懸念が深まっています。

これをかわすため安倍首相は、自衛隊員の「リスク」を意図的に語らず、法案にもない「安全」措置を掲げる等、デタラメな答弁を持ち出し、また「砂川事件判決」(一九五九年)を集団的自衛権行使の唯一の根拠とする等その迷走が始まっています。

さらに、4日の衆院憲法審査会では、自民党推薦を含む参考人の憲法学者3氏が戦争法案を



国会前の抗議行動に参加した名古屋地本の仲間

「違憲」だと断定。これに対しても菅官房長官が「全く違憲ではない」という著名な憲法学者もたくさんいる」と発言。また高村正彦・自民党副総裁は「最後に決めるのは内閣と国会だ」と述べて公然と敵視しました。

こうした中で、憲法学者らが、戦争法案の速やかな廃案を求めている声明への賛同者が呼びかけ人を合わせて220人(11日正午現在)に達しました。また、マスコミによる各種世論調査でも、今国会での成立「反対」が6割以上にも達する等、国民世論も反対の声が圧倒的多数です。

今、国会前を含む全国各地で、「戦争法案反対」の集会等が取り組まれています。私たちも多くの国民・市民とともに行動に参加して何としても戦争法案の廃案を勝ち取って行きましょう。

「がん」の保障 < 新生きるためのがん保険Days >

保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～満85歳
 Aプラン 入院給付金日額10,000円の場合

初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円
	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円
抗がん剤治療を受けたとき	治療を受けた月ごと	10万円
(上皮内新生物は対象外) 抗がん剤治療給付金	乳がん・前立腺がんのホルモン療法とき	(給付倍率2倍) (更新後の保険期間を含め通算600万円まで)
	治療を受けた月ごと	5万円 (給付倍率1倍) 万円まで)
※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。		
がん専門相談サービス プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)	

◎詳しくは、「契約概要」等をご覧ください。

「生きる」を創る。Aflac

◆月払保険料(集団取扱) (2014年10月10日現在)
 新生きるためのがん保険Days Aプラン
 入院給付金日額10,000円 定期タイプ 解約払戻金なしタイプ
 保険料払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)

	35歳	45歳	55歳	65歳
男性	3,450円	5,400円	8,920円	14,110円
女性	3,800円	5,370円	6,560円	8,050円

< 抗がん剤治療特約 > の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
 < 寄集代理店 >
 アベニール株式会社
 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F
 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822
 < 引受保険会社 >
 アフラック 東京第二法人営業部
 〒163-0455
 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
 コールセンター 0120-5555-95